

令和6年度 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会 次第

開催日：令和6年3月6日（水） 13:00～15:00

議題等	資料 番号	該当頁	説明者
開会			森林整備第一課 課長補佐
森林整備部長挨拶			森林整備部長
①林野庁における発注者綱紀保持について	資料1	1～14	総務課 監査官
令和6年度 事業の概要等	資料2	15～16	
②造林事業（森林整備第一課）		17～20	森林整備第一課長
③製品生産事業（資源活用第二課）		21～24	資源活用第二課長
④立木販売事業（資源活用第一課）		25～30	資源活用第一課長
⑤造林・素材生産事業の入札に係る留意事項 （森林整備第一課・資源活用第二課）	資料3	31～32	森林整備第一課 企画係長
⑥製品生産事業実行にあたっての留意点 （資源活用第二課）	資料4	33～38	資源活用第二課 企画官 （間伐推進）
⑦国有林材の安定供給システムによる販売 （資源活用第二課）	資料5	39～46	資源活用第二課 企画官 （木材需給対策）
⑧請負事業者等の労働災害発生状況と安全対策	資料6	47～64	資源活用第一課 企画官 （供給戦略）
⑨その他			
質疑応答			森林整備第一課 課長補佐
閉会			森林整備第一課 課長補佐

林野庁における 発注者綱紀保持について

令和6年3月6日

令和6年 造林・素材生産・立木販売事業に関する説明会資料

北海道森林管理局総務課監査官

公共工事の入札及び契約の適正化の促進

●公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- ② 公正な競争の促進
- ③ 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
- ④ 適正な施工が見込まれない契約の締結（ダンピング受注）の防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第3条



●入札及び契約の適正化を図るための措置

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表
- ② 一般競争入札、総合評価落札方式等の適切な活用、苦情への適切な対応等
- ③ 談合情報、一括下請等違反行為への適切な対応、不正行為の排除のための捜査機関等との連携、不正行為への厳正な対応、発注者の談合関与防止
- ④ 適正な予定価格の設定、入札金額内訳書の提出、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用、発注者・受注者間の対等性確保、予定価格・低入札価格調査の基準価格等の事前公表禁止
- ⑤ 施工に必要な工期確保、施工時期の平準化、施工状況等の適切な評価、施工体制の把握、技能労働者の育成及び確保
- ⑥ 不良・不適格業者の排除、入札・契約のIT化推進 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

不正行為の排除

◎入札談合への厳正な対応

●入札談合とは

入札談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や金額を決めてしまう行為で、事業者間の競争が無くなるため落札金額が高止まりとなり、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

入札談合を行った事業者等に対しては、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事罰（個人：5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、法人：5億円以下の罰金）が科せられるほか、損害賠償請求、指名停止の措置を受けることとなります。

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）（抄）

第2条

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は**不当な取引制限をしてはならない。**

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

・公共的な入札に係る事業者及び事業団体の活動に関する独占禁止法の指針（平成6年7月5日公正取引委員会）

入札に係る事業者及び事業団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げて明らかにし、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業団体の適正な活動に役立てるための指針。

入札談合に対する発注機関等の対応

●公正取引委員会への通知・通報

各省各庁の長は、国が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、**公正取引委員会に対し、その事実を通知**しなければなりません(入契法第10条)。

また、上記以外に、公正取引委員会に任意の通報を行うべきであると判断する場合は、**公正取引委員会への通報**を行います。

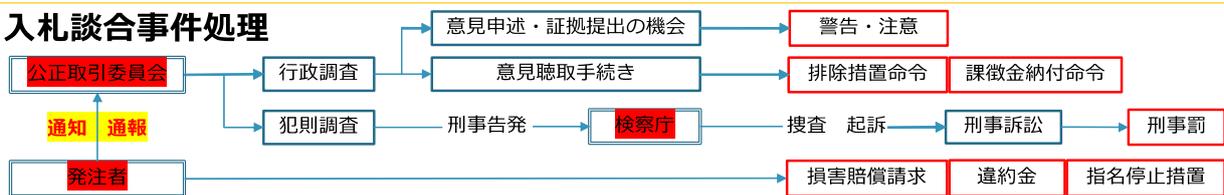
【公正取引委員会への通知等件数の推移】

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
疑うに足りる事実があるときの通知	14	7	1	7	5
任意の通報	369	433	415	357	342

出典：公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて」

●入札談合事件処理



公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合事件処理の流れ」を加工して作成

◎発注者の談合関与（官製談合）防止

●官製談合とは

国又は地方公共団体の職員等が、入札談合等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為。）に関与する行為です。

官製談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、職員が入札談合に関与し、競争入札により本来得られる価格を妨げ、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

●「入札談合等関与行為」とは

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下、「入札談合等関与行為防止法」と言う。）第2条第5項

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

官製談合に關与した事業者、職員への処罰

○官製談合への關与とは

①談合の明示的な指示

(具体例) ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

(具体例) ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

(具体例) ・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
 ・公表前の発注情報（入札実施予定）の教示、示唆
 ・入札参加希望者の教示、示唆
 ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の幫助

(具体例) ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
 ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

○關与した職員への処罰

違反した職員は、**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、**懲戒処分により失職**します。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職で失職しました。

○關与した事業者への処罰

入札談合等関与行為防止法違反は、公務員だけに適用されるものではありません。

事業者が職員と共謀し、同法に違反した場合は、刑法第60条（共同正犯）、同法第65条第1項（身分犯の共犯）が適用されます。

・広島森林管理署における官製談合事件
平成24年2月2日（広島地裁）

事業者は、職員に技術提案書の作成又は予定価格の単価を教示させ、入札・落札。入札談合等関与行為防止法（同法8条、刑法60条）、競売入札妨害（刑法96条の3第1項（平成23年法律74号による改正前のもの））、贈賄（刑法198条）罪で有罪判決を受けました。

・奈良森林管理事務所における官製談合事件
平成26年5月20日（奈良地裁葛城支部）

事業者は、職員に予定価格に近い金額を教示させ入札・落札。入札談合等関与行為防止法（同法8条、刑法60条）、競売競売入札妨害（刑法96条の6）罪で有罪判決を受けました。

不正行為の事例

事例1：H19緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における談合事件

緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について、当該業務に係る入札前に、平成16年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあった者から、平成17年度及び平成18年度においては緑資源機構森林業務部林道企画課長の職にあった者から、直接又は発注事務担当職員を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた、独占禁止法違反(刑法60条、65条第1項)事件。

●刑事罰

罪名及び罰条

- ・独占禁止法違反「不当な取引制限」(独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項)
- ・被告会社(4法人)
4000万円から9000万円の罰金
- ・4法人の被告人(5人)
懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)
- ・独立行政法人緑資源機構の元役員職員(2人)
懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)

2007.5.24告発(6.13追加告発)、6.13起訴、11.1判決(東京地裁)

公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて 平成26年10月版」を加工して作成

●排除措置・課徴金納付命令

公正取引委員会は、21法人が独占禁止法違反に關与したと認定

- ・解散が決まっていた2法人を除く19法人に独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令
- ・うち13法人に対し独占禁止法第7条の2第1項に基づく課徴金納付(計9.612万円)命令
- ・緑資源機構に対して入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為を認めたとの19年度末に解散されることから同法に基づく改善措置は求めないこととされた。

●「独立行政法人緑資源機構

法を廃止する法律案」を閣

議決定、同日、第169回国会に提出(閣法第22号)、緑資源機構は廃止。

●建設コンサルタント登録削除、地質調査業者登録削除

国土交通大臣は、建設コンサルタント登録規程第11条第1項第8号及び地質調査業者登録規程第10条第1項第8号に該当すると認められた事業者について、建設コンサルタント関係部門(土質及び基礎部門、綱構造及びコンクリート部門及びトンネル部門の3部門)の削除、地質調査業においては業者の削除を行った。

事例2：H23年広島森林管理署における官製談合事件

平成23年に広島森林管理署発注に係る素材生産事業の一般競争入札において、業者が作成して提出すべき技術提案書を職員が作成するなどの便宜を図る見返りに、複数の職員が商品券、飲食及び宿泊などに係る賄賂を收受した、競売入札妨害(平成23年法律第74号による刑法改正前)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下、「入札談合等関与行為防止法」という。)違反及び加重収賄事件。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

- 職員A:懲役2年(執行猶予4年)追徴金21万2,231円
職員B:懲役2年(執行猶予4年)追徴金23万2,079円
職員C:懲役2年6月(執行猶予4年)追徴金74万8,096円
- 罪名及び罰条
- ・競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))
 - ・入札談合等関与行為防止法律違反(同法8条、刑法60条)
 - ・加重収賄(刑法197条の3第1項、2項)

○懲戒処分:免職

●非違行為者(供応接待、金銭・物品の受領等)31名に対する処分

懲戒処分 22名(免職2名、停職6名、減給9名、戒告5名)
矯正措置 9名(訓告3名、嚴重注意2名、口頭注意4名)

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 4名(減給1名、戒告3名)
矯正措置 8名(訓告4名、嚴重注意4名)

●事業者に対する処分

○刑事罰

- D社社長:懲役3年(執行猶予5年)
- 罪名及び罰条
- ・競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))
 - ・入札談合等関与行為防止法律違反(同法8条、刑法60条)
 - ・贈賄(刑法198条)
 - ・判決理由:被告人は、賄賂を供与するなど積極的な働きかけをして、これらの行為を行ったのであり、共犯者(職員)との関係では主導的と言える。被告人が供与した賄賂の額は合計約120万円にものぼるものであり(途中略)本件各犯行は、約1年7か月の間に多数回繰り返し行われ(途中略)森林管理署の職員3名と業者が癒着した上でなされた常習的な犯行と言える。故に、被告人の刑事責任は重い。

○指名停止:20ヶ月

事例3：H26年奈良事務所における官製談合事件

平成26年に奈良森林管理事務所発注に係る治山事業において、逮捕された職員をはじめとする局の複数の職員が、業界団体へ再就職したOBが事業者及び職員と調整して設定した飲食の場に参加し、事業者の負担で事業者と飲食を共にし、また、当該OBは現役職員に何らかの影響を及ぼすことができるかのような言動も行い、コンプライアンス意識が希薄化するなかで予定価格の情報を漏洩した。逮捕された職員及び事業者は、競売入札妨害罪、入札談合等関与行為防止法違反の罪で有罪判決を受けた。さらに、この事件に関連して、逮捕された職員以外にも奈良所職員4名が事業者から供応接待を受けていたほか、局職員6名(1名奈良所職員と重複)が、利害関係のある事業者等から1ないし複数回にわたって飲食の供応接待を受け、懲戒処分等となった。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

職員A:懲役1年6月(執行猶予3年)
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の6)
 ・入札談合等関与行為防止法違反(同法8条、刑法60条)

○懲戒処分:免職

●非違行為者(部下職員に対して秘密情報の漏洩を促す指示、非公表の予算資料を漏洩、供応接待、物品等の贈与)9名の処分

懲戒処分 6名(停職6月1名、減給4名、戒告1名)
 矯正措置 3名(訓告2名、嚴重注意1名)

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 2名(戒告2名)
 矯正措置 15名(訓告3名、嚴重注意12名)

●事業者に対する処分

○刑事罰

B社社長:懲役1年6月(執行猶予3年)
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の6)
 ・入札談合等関与行為防止法違反(同法8条、刑法60条)

・判決理由:悪しき慣行である両者の癒着を背景にしており、社会的な影響も大きい。

(参考)

発注者側の希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢や、先輩、業界団体に再就職したOBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由で「悪しき慣行」と指摘された。

○指名停止:16ヶ月

官製談合事件がなぜ起こったか？(事例3の考察)

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会報告書(平成26年7月15日)によると、

情報漏洩の方法に関しては、本事案に係る公判で、B社社長が「(職員Aは)金額は言っていない。見積りをしたものに対して「まあ、そのようなものではないか」ということで、10%以内になっている程度で不落にならない程度というようなヒント(を教示した)」と供述している。また、今回の調査では、職員Aの元上司が、10年以上前に、「見積書に金額を入れて見せられ、そんなもんですねと答えた」と供述しているほか、公表前の治山工事の署等別・事業別の予算額を記載した資料を業界団体へ再就職したOBに、「深く考えないままに」提供したことを認めた供述もあった。とされており、第三者からの働きかけに対して、拒否するという意識もなく、継続的に情報漏洩してきたものである。

そして、**第三者へ情報漏洩に至った要因・背景**として、職員Aをはじめとする局の複数の職員が、業界団体へ再就職したOBが事業者及び職員と調整して設定した飲食の場に参加し、事業者の負担で事業者と飲食を共にし、また、当該OBは現役職員に何らかの影響を及ぼすことができるかのような言動も行っていったようである。こうした希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続きの適正・公平さを軽んずる姿勢や、先輩、OBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由でも指摘されたとおり、「悪しき慣行」と言えるだろう。と考察している。

さらには、本件との関連が推察される疑義情報が4回にわたり、局又は奈良所へもたらされていたことが明らかとなったが、聴取りを行う関係者の範囲が狭く不十分であったことや、疑義情報を入力した際の連絡体制に不備があったこと等の問題点が指摘されるべきものであり、**疑義情報に係る当時の対応は適切でなかった**。と考察している。

同報告書における**再発防止対策**「局内のコンプライアンス意識の強化及び事業者の働きかけへの対応に関する強化・徹底」においては、事業者からの働きかけ及び非違行為に該当する身近な具体的行為、その処罰内容(刑事処分、懲戒処分、損害賠償請求)を、研修等のほか、日々の業務の中で執拗に職員に刷り込んでいく取組とともに、事業者からの不適当な働きかけに対しては厳正に対処していくこと等を事業者にも周知しておくことが重要である。特に、当面の間は、事業者との対応状況を記録し、管理職にある職員がチェックしていく取組も必要である。としている。

事例4：大井川治山センターにおける収賄事件

13

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、林野庁関東森林管理局大井川治山センターに勤務していた元所長A(平成30年3月31日定年退職)は、同センターが平成24年と平成25年に発注した治山工事4件について、受注した事業者Bに対し工事の完成検査等について便宜を図り、その謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成27年11月に、事業者Bの代表取締役から現金40万円の賄賂を收受した。元所長Aは、令和2年7月25日に逮捕、同年8月14日に起訴され、令和3年1月28日に収賄罪で有罪判決を受けた。

収賄罪は、職務に関し便宜(不適正な事務処理)を図り、賄賂を收受した場合に成立すると思われがちであるが、実際に賄賂を收受していない場合でも、賄賂を要求又は約束した場合は、実際に便宜を図っていなくても罪になることに注意。

【刑事罰等】

元所長A:懲役1年6月(執行猶予3年)追徴金40万円
罪名及び罰条:収賄罪(刑法第197条第1項前段)

林野庁は、国家公務員退職手当法第15条の規定に基づき、元所長Aの退職手当の返納手続を進めている。

【工事における事業者への便宜】

- ・ 工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Bに虚偽の工事完成通知書を提出させて虚偽の工事完成報告書を作成し、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことになっていた。
- ・ 資材の運搬に使用する仮設のケーブルクレーンが未撤去であるにもかかわらず撤去費用を事業者Bに支払い。
- ・ 前工事のケーブルクレーンが未撤去のままであったが、新規の工事で架設費用を見込み、事業者Bに支払い。

やってはいけないこと(次の行為は、刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求を受ける行為)

- ・ 工事が完成していない、委託事業の成果品が提出されていないにもかかわらず、虚偽の完了届を受け取り、虚偽の検査調書等を作成し、支払いを行うこと(虚偽公文書を作成しただけでも刑法違反、懲戒処分)
- ・ 局及び署等が工事の進行管理を怠り、適切な繰越し手続きを行わないなど、不適切な事務処理を行うこと

やってはいけないことのような行為を、見たり、聞いたりしたら、**内部通報**すること!

内部通報先:〇〇森林管理局総務課長 連絡先 電話: FAX: Email:

事例5：東京神奈川森林管理署林道工事における収賄事件

14

職員Cは、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、関東森林管理局東京神奈川森林管理署の総括森林整備官として、同署が発注する林道工事等の事務を掌理する職務に従事していた。職員Cは、平成30年に発注した林道改良工事について、受注した事業者Dに対し、同工事の施工に必要な材料の仕入方法の変更を許可するとともに、同材料の単価を引き上げるにより同工事の請負代金額を増額することを約束するなどの便宜を図り、その謝礼の趣旨及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成30年12月に、現金200万円の賄賂を收受した。職員Cは、令和3年1月9日に逮捕、同年1月29日に起訴され、令和3年6月18日に収賄罪で有罪判決を受けた。

【刑事罰等】

職員C:懲役2年(執行猶予4年)追徴金200万円 贈賄側の事業者D:懲役1年(3年間執行猶予)

罪名及び罰条:収賄罪(刑法第197条第1項前段)

懲戒処分:免職(令和3年6月15日付け)

収賄罪は、職務に関し便宜(不適正な事務処理)を図り、賄賂を收受した場合に成立すると思われがちであるが、実際に賄賂を收受していない場合でも、賄賂を要求又は約束した場合は、実際に便宜を図っていなくても罪になることに注意。

【工事における事業者への便宜】

- ・ 材料の単価を不正に引き上げ、事業者Dに不正な利益をもたらした。
- ・ 変更契約で増額される概ねの金額を事業者Dに教示。書面によらず電話対応だけで材料を変更。
- ・ 監督職員であった職員Cは、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Dに虚偽の工事完成通知書を提出させて虚偽の工事完成報告書を作成し、完成したことになっていた。

やってはいけないこと(次の行為は、刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求を受ける行為)

- ・ 署等に多めに予算の示達、署等からの予算増額要求に対し内容を確認せずに予算を増額するなど、不適切な予算管理
- ・ 工事が完成していない、委託事業の成果品が提出されていないにもかかわらず、虚偽の工事完成通知書を提出させたり、虚偽の工事完成報告書を作成し、支払いを行うこと(虚偽公文書を作成しただけでも刑法違反、懲戒処分)
- ・ 局及び署等が工事の進行管理を怠り、適切な繰越し手続きを行わないなど、不適切な事務処理を行うこと

やってはいけないことのような行為を、見たり、聞いたりしたら、**内部通報**すること!

内部通報先:〇〇森林管理局総務課長 連絡先 電話: FAX: Email:

不正行為の結末

刑事罰

1 有罪となった場合の刑事罰規定 ※太字は事業者に適用

- | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|
| ① 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段） | → | 個人：5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| | → | 法人：5億円以下の罰金 |
| | | 上記のほか、排除措置命令、課徴金納付命令 |
| ② 公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6） | → | 3年以下の懲役、250万円以下の罰金（併科可） |
| ③ 入札談合等関与行為防止法違反（同法8条） | → | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ④ 収賄（単純収賄罪）（刑法第197条第1項） | → | 5年以下の懲役 |
| 収賄（加重収賄罪）（刑法第197条の3第1項、第2項） | → | 1年以上の有期懲役（1年～20年の懲役） |
| 賄賂の没収及び追徴（刑法第197条の5） | → | 授受した金銭は没収または追徴され、手元には一切残らない。 |
| ⑤ 贈賄（刑法第198条） | → | 3年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ⑥ 虚偽公文書作成、同行使（刑法第156条、158条） | → | 3年以下の懲役又は20万円以下の罰金 |
| ⑦ 共同正犯（刑法第60条） | → | 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯 |
| ⑧ 身分犯の共犯（刑法第65条第1項） | → | 身分犯に加功（かこう）したときは、身分のない者でも共犯 |

民事上の制裁、社会的な制裁

2 民事上の制裁（事業者、公務員）

国に与えた損害を賠償しなければなりません。

入札談合に関与した職員が所属する省庁は、談合による国の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。そして、損害があった場合は、事業者及び職員に対して賠償を請求します。

（参考）

水門設備工事談合（平成19年）の場合、関わった**事業者23社に対し総額約8億7千万円**、元職員5名に対し総額約8億円が請求されました。

3 社会的な制裁

会社への影響

- ① 実名でテレビ、新聞、インターネット等で報道され、会社の信用を失います。
- ② 会社の使命や事業に対する社会の理解や協力が得られなくなります。
- ③ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、業務が停滞します。
- ④ 指名停止等の措置により事業が受注できなくなり、経済的に大きな影響を受けます。

社員への影響

- ① 社員は精神的なショックを受け、士気の低下につながります。
- ② 関わった社員に対する検察による家宅捜査や、証拠押収を受けます。
- ③ 証人として出廷を求められる場合があります。
- ④ 事件が公表され、知人、友人、近所にも知られる事になります。

予定価格等の漏洩、金品の受領、収賄、官製談合等 誰かが 👁️ 👁️ 見えています！ 必ず見つかります！

一般市民、
他の事業者
行政機関、警察、
マスコミ等へ通報

内部通報
職員、事業者等から
通報受付、調査

発注者綱紀保持
委員会
第三者からの不
当な働きかけの
報告を受け調査



投書

警察

公務員の事件に関わる全ての情報受付
ささいなこと（端緒情報）から捜査が始まる

- ・ 国家公務員倫理規程違反などの疑いのある情報
- ・ 服務義務違反、公務外非行などの疑いのある情報
- ・ 贈収賄等に関する情報
- ・ 公共事業の契約や業務委託契約等の不正に関する情報
- ・ 物品の調達（納入）等における不正に関する情報
- ・ 公務員が関与している談合などに関する情報
- ・ 業務の監督、検査、監査や許認可における不正に関する情報
- ・ その他、公務員の不正行為と思われる情報

ささいなこと（端緒情報）から調査・捜査が始まります。



Mail

（役所の仕事は、一般市民、
事業者、他の職員など、
みんなが見ています！）

公務員倫理
ホットライン
（人事院）
倫理規程等違反
の通報受付

公正取引委員会
談合、官製談合等
の情報受付、調査

公正入札等調査委員会
談合、官製談合情報を調査し、
公正取引委員会、警察への通報



電話

マスコミ
一般市民等からの情
報受付。警察、関係
機関への通報、取材

適正な事業実施のため、 不正行為の防止にご協力をお願いします。

わが国の森林は、国土面積3,800万ヘクタールの70%に相当する2,500万ヘクタールを占めています。これらの森林は、山村の林業や木材産業の活動、それを支える農山村の労働力、林業事業者、森林土木関係の事業者によって守り育てられてきました。

その結果、都市部に生活する人々は国土の保全、水資源のかん養など、多くの恩恵を受けています。また、近年では、快適な生活環境や美しい景観の維持・創造といった新しい観点からの森林整備の推進が国民的な要請として求められています。

一方で、林業や木材産業が山村の主要な産業であり、山村の振興を図るためにも、林業や木材産業の活性化は不可欠です。

林野庁は、このような森林を対象に、森林の健全な育成を通じて、国土保全など公益的機能を高度に発揮させること、さらに木材の安定供給を図るための各種施策を講じています。

このように、林野庁の事業に携わる林業事業者、森林土木関係の事業者の皆様は、国土保全等の森林の基盤づくりの担い手、地域住民の安全安心の確保、地域の雇用、山村地域の経済の活性化といった重要な役割を担っています。

ところが、贈収賄、談合などの不正行為があった場合、治山事業、林道事業、森林整備事業の実行に対する国民の信頼は無くなってしまいます。少なくとも国民は、別の場所で起こった不祥事であっても、事業者全体、林野庁の組織全体に問題があるのではないかと疑います。事業の実行に多大な影響を及ぼすこととなります。

公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底等、適切な事業実施のため、不正行為の防止にご協力をお願いします。

国家公務員の倫理等及び 事業者の皆様との応接等

職員は、国家公務員倫理法・倫理規程を遵守します。

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

【違反行為を行った職員に対する懲戒基準】

- ・ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること → 免職、停職、減給又は戒告
- ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること → 減給又は戒告
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けること → 免職、停職、減給又は戒告
- ・ 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること → 減給又は戒告

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者(商圏参照)の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし(接待)
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。
詳しくは国家公務員倫理委員会ホームページ(<https://www.jnkg.go.jp/ruri/index.html>)をご覧ください。



利害関係があるとは…

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者(※)に持っている場合です。

- 事業所管
- 立入検査、監査、監察
- 許認可
- 不利益処分や行政指導
- 補助金交付
- 契約 など

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は…

公務員倫理ホットライン (国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

公務員倫理ネットライン

※通報・苦情の氏名等は窓口等に伝わるなど通報者が不利に扱われることはありません。また、匿名での通報も可能です。

令和元年11月 国家公務員倫理委員会作成

国家公務員には秘密を守る義務があります。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、その目的を達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。

そこで、職員に対し服務義務の一つとして守秘義務(国家公務員法第100条)を課しています。

守秘義務については、その性質上、退職後も課せられ、秘密を漏洩した場合は、刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の対象になります。

農林水産省発注者綱紀保持規程第6条には、

「管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密(公表を制限された情報を含む。)を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。」と規程されています。

● 発注事務に係る秘密情報の例

- ・ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報
- ・ 公表前における総合評価方式の技術点に関する情報
- ・ 公表前における発注予定に関する情報(公表前の発注計画のほか、入札公告日、入札日、技術提案の課題を含む。)
- ・ 公表前における入札参加者に関する情報
- ・ 非公表の技術提案書(契約済みの技術提案書を含む。)

注意

- 事業者(第三者)が秘密情報を聞きだそうとする行為は、**不当な働きかけ**に該当します。

職員が事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応

○事業者等から職員に対する不当な働きかけとは

1. 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
2. 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
3. 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
4. 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
5. 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
6. 公表前における発注予定に関する情報聴取
7. 公表前における入札参加者に関する情報聴取
8. その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

注意

○不当な働きかけの記録・公表

対面、郵送、電話等の手段にかかわらず不当な働きかけを受けた場合、

- これを拒否し、
- その内容を記録し、
- 各森林管理局の発注者綱紀保持委員会に報告します。
- さらに、働きかけの日時、事業者名（氏名）、働きかけの内容を公表します。

自らが有利になるような依頼をしたり、非公表の情報を聞き出したりする行為は、不当な働きかけです。

予定価格等
公表前の発注情報
入札参加者



事業者の皆様との応接方法について

○「受付カウンター」でご用件を承ります。



○執務室への立入を制限する掲示、立入を制限する区域を表示した座席表を掲示しています。ご協力をお願いします。



立入を制限区域を表示しています

受付

○打合せテーブルは、他の職員からも見えるオープンな場所に設置しています。複数の職員で対応します。



打合せテーブルに

「事業者の皆様へ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～」を掲示し、官製談合防止、不当な働きかけがあった場合の対応、国家公務員倫理規程について、事業者の皆様にお知らせしています。



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が以下の行為に関わることは、法律で禁止されています。

① 談合の明示的な指示

（具体例）・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

② 受注者に関する意向の表明

（具体例）・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③ 発注に係る秘密情報の漏洩

（具体例）・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
 ・公表前の発注情報（入札実施予定）の教示、示唆
 ・入札参加希望者の教示、示唆
 ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④ 特定の談合の帮助

（具体例）・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
 ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により**失職します**。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

〇〇森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

① 執務室への立ち入り制限

・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
 ・職員にご用の方は、受付窓口（〇〇課〇〇係、又は、総務グループ）へお申し出ください。
 ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

② 事業者との応接方法

・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③ 不当な働きかけがあった場合の対応

・不当な働きかけとは、
予定価格を聞き出す行為 **入札参加者を聞き出す行為**
技術評価点を聞き出す行為 **公表前の発注情報等を聞き出す行為** などです。
 ・不当な働きかけがあった場合は、
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

〇物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により、利害関係者のある事業者の皆様から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、車での送迎などサービスの提供を受けることや、一緒に麻雀・ゴルフ・旅行等をする事は禁止されています。

＜問い合わせ先＞
 〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

組織及び職員の法令違反や不正行為等に気付いたら

「内部通報等受付・相談窓口」に通報、相談してください！

内部通報制度とは？

- 内部通報制度は、組織及び職員の法令違反や不正行為などに関する情報を、通報者（職員、事業者等）から早期に入手することにより、通報者の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題解決を図る制度です。
- 通報者（職員、事業者等）の声に真摯に耳を傾け、疑義情報に適切に対応することで、職員のコンプライアンス意識の向上と組織内部の自浄作用を発揮させ、不祥事の発生を未然に防止し、公務に対する国民の信頼の確保につながります。

通報者の範囲

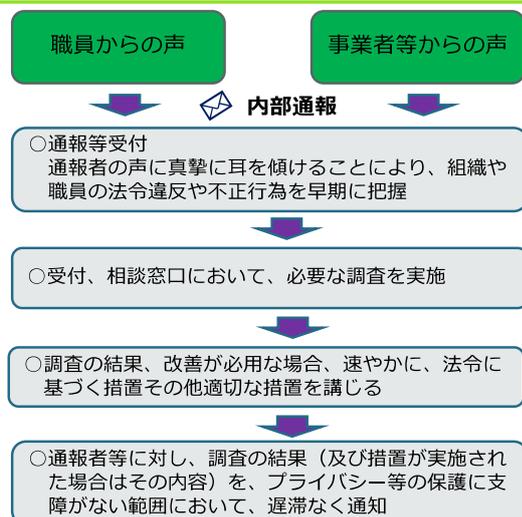
- ① 職員（非常勤職員を含む。）
- ② 農林水産省の契約先の事業者、理事、役員等、労働者
- ③ 上記①、②の退職者
- ④ 農林水産省の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

通報者の責務

- ① 通報等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行ってはなりません。
- ② 通報等は、客観的事実に基づき、誠実に行わなければなりません。

通報等を行う職員、事業者等の皆様へ

- ① 通報者等の秘密は保持されます。
- ② 匿名の通報等についても受付をし、可能な限り適切に対応します。
- ③ 当該通報等をしたことをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ④ 通報等の内容の正確な把握のため、個別担当員から再度連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 調査の結果、改善が必要とされる事実があると認められる場合は、適切な措置を講じます。



「内部通報等受付・相談窓口」、内部通報に必要な情報

通報に必要な情報

通報に適切に対処するため、できる限り以下の情報を提供してください。

- (1) 通報者の氏名
- (2) 通報者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等のいずれかの連絡先）
- (3) 法令違反（生じるおそれがある場合を含む）の概要
 - ① 発生又は発見した年月日
 - ② 発生又は発見した場所（森林管理署の名称など）
 - ③ どのような法令違反（又は行為）か
 - ④ 通報内容に関する書類、写真、音声など
- (4) 通報内容を知っている者が他にいないか
- (5) 通報等の理由
- (6) その他、気がついたこと ※ 匿名でも受け付け、調査します。

省内目安箱（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
農林水産事務次官	〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1 (封筒に赤字で「省内目安箱」と記載してください。) Mail: syounai_meyasubako@maff.go.jp
内部受付・相談窓口（事前相談・通報窓口） 電話、FAX、郵便、電子メール、面会による受付	
林野庁林政課・人事管理班	〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1 Mail: rinya_naibutuuhoubox@maff.go.jp 電話: 03-3502-8024 FAX: 03-3591-5747
・監査室長	Mail: hokoku_madoguchi@maff.go.jp 電話: 03-6744-2318 FAX: 03-6744-2137
〇〇森林管理局総務課	住所: 各森林管理局総務課へお問い合わせ下さい。 Mail: _____ FAX: _____ 電話: _____
外部受付・相談窓口（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
〒100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル 瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産省内部通報外部相談窓口 外部窓口個別担当員 弁護士 中野 真 Mail: nousuishou_gaibumadoguchi@aplaw.jp	

どのような法令違反が考えられるか

- ・事業者から金品や物品（**手土産の茶菓子等含む**）の受領、接待を受けている。車での送迎など無償でのサービス提供を受けている。
 - ・勤務時間中に職務外の行為をしている。
 - ・特定の事業者からの入札に関する電話等での問合せに対し、個別に回答している。又は、予定価格を示唆するような言動をしている。未公表の発注予定を示唆している。
 - ・不適切な監督及び検査を行うなど、特定の事業者等に利益又は不利益をもたらしている。
 - ・工事が完成していない、委託調査の成果品が提出されていない、未竣工なのに完成届けを受理し、検査調書等を作成して支払いを行っている。行政文書の不適切な改ざん、破棄を行っている。
- 倫理法令違反。賄賂と認定された場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）。
- 国家公務員法（服務義務（勤務態度不良等））違反
- 国家公務員法（服務義務（情報漏洩））違反。公契約関係競売等妨害（刑法96の6）、入札談合等関与行為防止法違反、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）
- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反、虚偽公文書作成、同行使（刑法156、158）、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）

事業者の皆様へ

談合、官製談合など不正行為の排除、
国家公務員の倫理の保持等について、
ご理解、ご協力をお願いします。

「林野庁における発注者綱紀保持について」のご質問の受付先

- ・ 対応窓口：北海道森林管理局総務課監査官（発注者綱紀保持担当）
- ・ 電話番号：011-622-5232

資料 2

令和 6 年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

令和 6 年度各事業の概要等

令和6年度 造林事業関係について

北海道森林管理局 森林整備第一課

1. 令和6年度 造林関係事業の概要について

(1) 令和5年度 補正予算、繰越予算の対応

① 令和5年度補正予算（繰越）による事業

23署 地拵 244 ha 植栽（新植・改植） 267 ha外

※生産との一括発注を含む

※現在、入札及び契約手続き中

② 令和5年度翌債（繰越）による事業

2署 地拵え 65 ha 植栽（新植） 90 ha外

※現在、入札及び契約手続き中

③ 令和5年度明許（繰越）による事業を検討中

(2) 令和6年度 当初予算の傾向

補正予算、翌債、明許を含めたR6当初予算はR5と比較し、ほぼ同程度。新植（地拵え・植付）は増加するが、下刈は減少の傾向。

2月21日（水）発注予定情報を公表済み。

2. 新しい林業（下刈りの効率化・省力化等）の推進について

※昨年度（R5.3.7WEB開催）、同会議で示した方針

2. 新しい林業の推進について

- (1)労働負荷が高く、人材確保が困難な下刈作業について、走行型機械を想定した実証地を全（支）署において設定し、軽労化を重視した作業体系の確立を目指します。
- (2)下刈を想定した大型機械地拵、植栽本数の低密度化、下刈回数の削減に取り組み、収支のプラス転換を目指します。



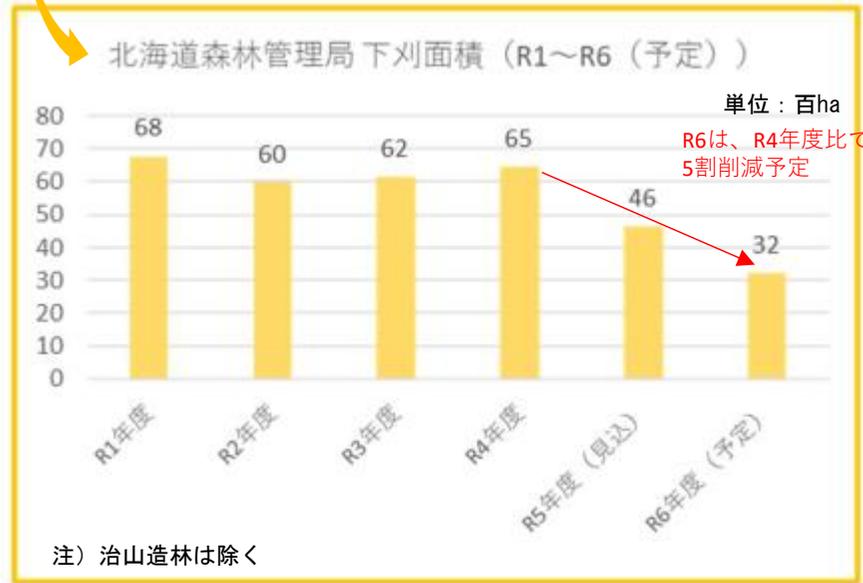
方針に基づき

令和6年度 国有林で実施する造林事業の方針

- 大型機械地拵により実施を可能とする事業地は、将来的に機械下刈りを可能とする仕様に変更する（列間4m、苗間は植栽本数に応じ適宜）。
- 「大型機械地拵」は全刈、「人力・機械地拵」は筋刈の1条植えを基本とする。

- 大型機械地拵により実施する箇所で、将来的に下刈を大型機械等で実施する予定地は、機械の走行に支障がない程度に伐根を処理（伐根径30cm程度以下を想定）することとし、その経費を地拵経費に見込むこととする。なお、林地保全上問題があるような場合はこの限りではない。

- 下刈りは、「機械下刈り」「人力・機械」共に刈払いに不用幅を設けることとして、刈払高は樹高の半分程度までを許容範囲とする。なお、急こう配により地拵を「人力・機械」で実施する場所は、1.5m×2.0mの筋刈地拵を基本として、下刈りは植栽木の樹冠幅程度の刈払いを省略することとする。

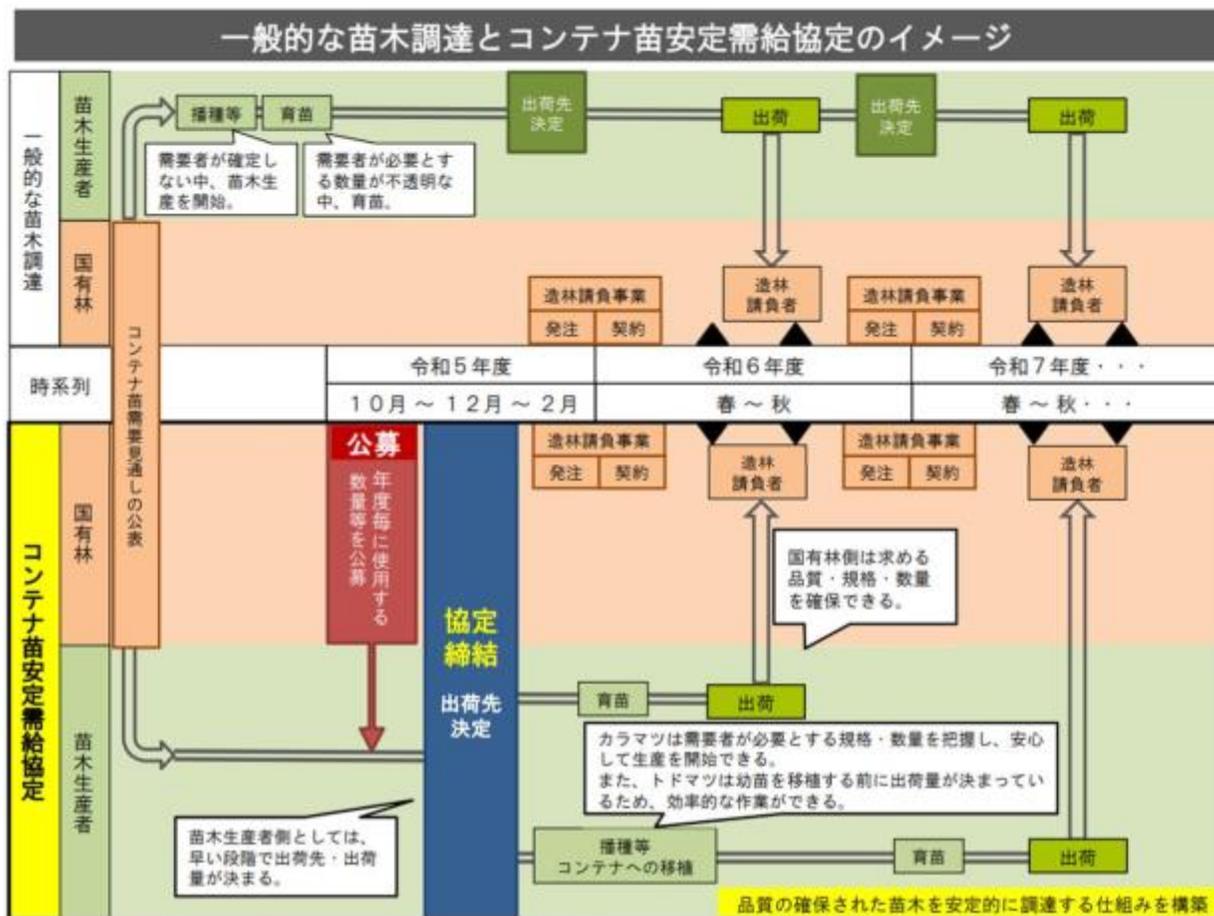


- 👉 令和4年度に示した各方針に基づき、令和5年度に関係通知類を改正。令和6年度（R5補正を除く）事業より同方針を事業ベースで実施。
- 👉 森林・林業基本計画の改正による「新しい林業」特に下刈りの軽労化を重視した作業体系を本格的に展開。下刈回数・植栽密度低減の取組みは引き続き継続。
- 👉 今後は、対象地の更なる拡大に取り組む方針。

3. 「コンテナ苗の安定需給協定」の継続的取組

北海道森林管理局では、再造林の効率的な実施に向けてコンテナ苗生産者の育成及びコンテナ苗の安定供給を目的とした「コンテナ苗の安定需給協定」の公募を平成29年度より実施しています。

今年度の協定締結者は、公募を開始した平成29年度から最多の9社となり、**公募数量1, 387千本**全ての協定締結に至りました。なお、本協定に基づくコンテナ苗は、出荷年度に森林管理（支）署が実施する造林請負事業を通じて植栽するものであり、国はこれにより計画的に造林を行うことが可能となり、コンテナ苗生産者は、協定苗木量に応じた計画的な生産体制が可能となるなど、双方にメリット（Win-Win）がある協定として、引き続き取組みを推進します。



コンテナ苗の安定需給協定量（R3・R4・R5合計）

(千本)

		トドマツ	カラマツ	クリーンラーチ
令和6年度	春	93	179	22
	秋	267	287	83
令和7年度	春	170	220	22
	秋	312	356	106
令和8年度	春	188	149	97
	秋	318	223	113
令和9年度	春	250		
	秋	319		
令和10年度	春	263		
	秋	337		



令和6年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

令和6年度 製品生産・販売関係事業について

- 1 令和6年度 製品生産・販売関係事業の概要
- 2 令和6年度 複数年契約
- 3 製品生産・販売事業実行にあたっての留意事項

令和6年3月6日(水)

令和6年度 製品生産・販売関係事業の概要

1 令和6年度製品生産事業量

補正、ゼロ国、翌債含めて前年度の108%程度の予定

(1) 令和5年度補正予算、ゼロ国

補正(翌債)	22署	273,400m ³	公告済み
--------	-----	-----------------------	------

ゼロ国	5署	42,100m ³	公告済み
-----	----	----------------------	------

(2) 令和5年度予算繰り越しによる事業

明許 ※現在調整中、繰越協議終了後発注予定

(3) 令和6年度予算ゼロ国

	3署	23,800m ³	公告済み
--	----	----------------------	------

<u>公告済</u>	<u>合計</u>	<u>339,300m³</u>	
------------	-----------	-----------------------------	--

2 令和6年度複数年契約

(1) 空知森林管理署(2力年)

面積:約255ha 材積:約 18,000m³

(2) 留萌北部森林管理署(2力年)

面積:約280ha 材積:約 9,500m³

(3) 上川北部森林管理署(2力年)

面積:約172ha 材積:約 9,000m³

(4) 十勝東部森林管理署(2力年)

面積:約205ha 材積:約 11,000m³

(5) 網走西部森林管理署(3力年)

面積:約192ha 材積:約 20,000m³

製品生産・販売事業実行にあたっての留意事項

1 製品生産事業

- ・早期発注の取り組み → 安定的な木材供給
- ・広葉樹の積極的な用材区分(山元土場販売含む)
- ・事業の適切な管理
伐採区域、実行数量、森林作業道作設箇所、延長等の進行状況確認
- ・現場代理人と監督職員、資源活用担当者の連携

2 製品販売事業

- ・令和6年度の販売予定量……生産量と同様
- ・越材の販売について
- ・銘木市への積極的な出品

令和6年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

**令和6年度 立木販売事業関係について
(資源活用第一課関係)**

1 収穫量と立木販売量の検討量について

(1) 収穫量

今年度計画比 およそ103%

(2) 立木販売量

今年度計画比 およそ101%

※ 令和5年度は、計画量に対しおよそ128%を出品。

2 林地未利用材の販売について

(1) 森林資源の「カスケード利用」の推進及び主伐箇所における造林事業（地拵え・植付）の省力化に資するよう、伐採に伴い発生する末木枝条を一般競争入札により販売。

また、北海道森林管理局のホームページで林地未利用材発生予定情報を発信し、積極的なPRに努めます。

(2) 立木販売の主伐における末木枝条について、搬出しない場合であっても、地拵え・植付に支障となる場所に放置しないよう特約事項に明記していますので、確実に実施するようお願いいたします。

3 立木販売の間伐（列状）における面積拡大による標準地調査の取り組み

(1) 立木販売の間伐（列状）における収穫調査の省力化の取り組みとして、生産請負箇所で実施している「面積拡大による標準地調査」を立木販売に適用し2署において試行。公売の結果、落札。

また、今年度さらに1件公売を行い落札、現在実行中。

今後、買受者から課題等の聞き取りを行い、検証・改善に取り組めます。

(2) この調査方法は、全ての伐採木に標示はせず、標準地として設定した区域内のみ毎木で調査して蓄積を把握するもの。

伐採列標示は買受者に行って頂き、森林官等が確認・承認するといった取り組みです。

(3) 課題等の改善に取り組むとともにR6年度も継続していく考えです。

4 誤伐の未然防止について

- (1) 誤伐は、国有林野の管理経営上起きてはならない重大な案件として、これまでも未然防止・再発防止に努めてきたところで、今年度は発生しておりません。
- (2) これまでの原因の多くは、事前の伐採区域の誤認、作業者等への伝達不足ですので、事業の着手にあたっては、発注者や監督職員・森林官等と綿密な打合せを行い、誤伐の未然防止に努めてください。
- (3) 誤伐の発生に至った場合、「指名停止」の行政処分や悪質と判断された場合、罰則が適用され社会的信用の失墜に繋がります。
- (4) 令和4年12月1日以降の立木販売入札公告分から、林地保全に配慮した取り組みとして「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の提出と併せ、「誤伐防止のためのチェックポイント」の提出をお願いしています。
なお、今年の3月1日に「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を改正（新設で「伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する」を追加等）しております。

5 樹木採取権について

新規需要の創出等の内容を把握し、樹木採取区指定の検討材料とするため新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を今年度から実施しています。

（1）令和5年度のマーケットサウンディングについて

令和5年4月28日～7月31日実施

日高森林計画区	1件提案
渡島檜山森林計画区	2件提案

なお、令和6年度中に樹木採取区の指定予定

（2）令和6年度のマーケットサウンディングについて

令和6年度に実施予定

胆振東部森林計画区及び網走東部森林計画区

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される**時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

全国

全職種 (23,600円) 令和5年3月比；**+5.9%** (平成24年度比；+75.3%)
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；**+6.2%** (平成24年度比；+75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

今回の決定により、**全国全職種単純平均**で前年度比**5.9%**引き上げられることとなります。

また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改訂から12年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が23,600円となりました。

職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%
軽作業員	16,929円	+6.3%
とび工	28,461円	+6.2%
鉄筋工	28,352円	+6.6%
運転手(特殊)	26,856円	+6.3%
運転手(一般)	23,454円	+7.2%
型わく工	28,891円	+6.6%
大工	27,721円	+4.9%
左官	27,414円	+5.0%
交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

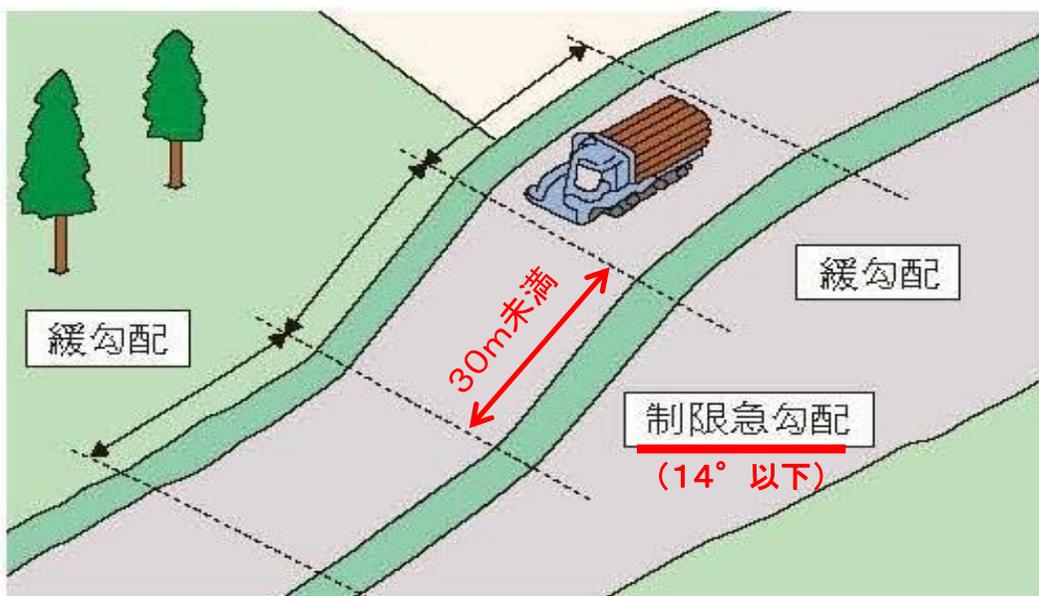
国有林の請負事業においても新労務単価を適用。公告・契約済みの物件（R5補正等）は、特例措置等変更契約により対応可能。

製品生産事業実行に当たっての留意事項

1 森林作業道作設技術

● 縦断勾配の基準の徹底について

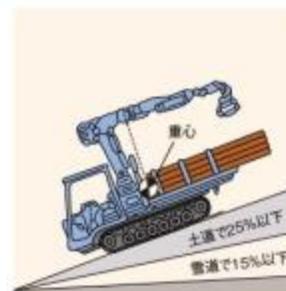
- 森林作業道の縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り 14° 以下(制限勾配)としている。これは安全上の観点から規制しているものであることから、特に留意。
- 既設路を活用する場合も、縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り 14° 以下(制限勾配)。



[林業・木材製造業労働災害防止規程

改正概要抜粋]

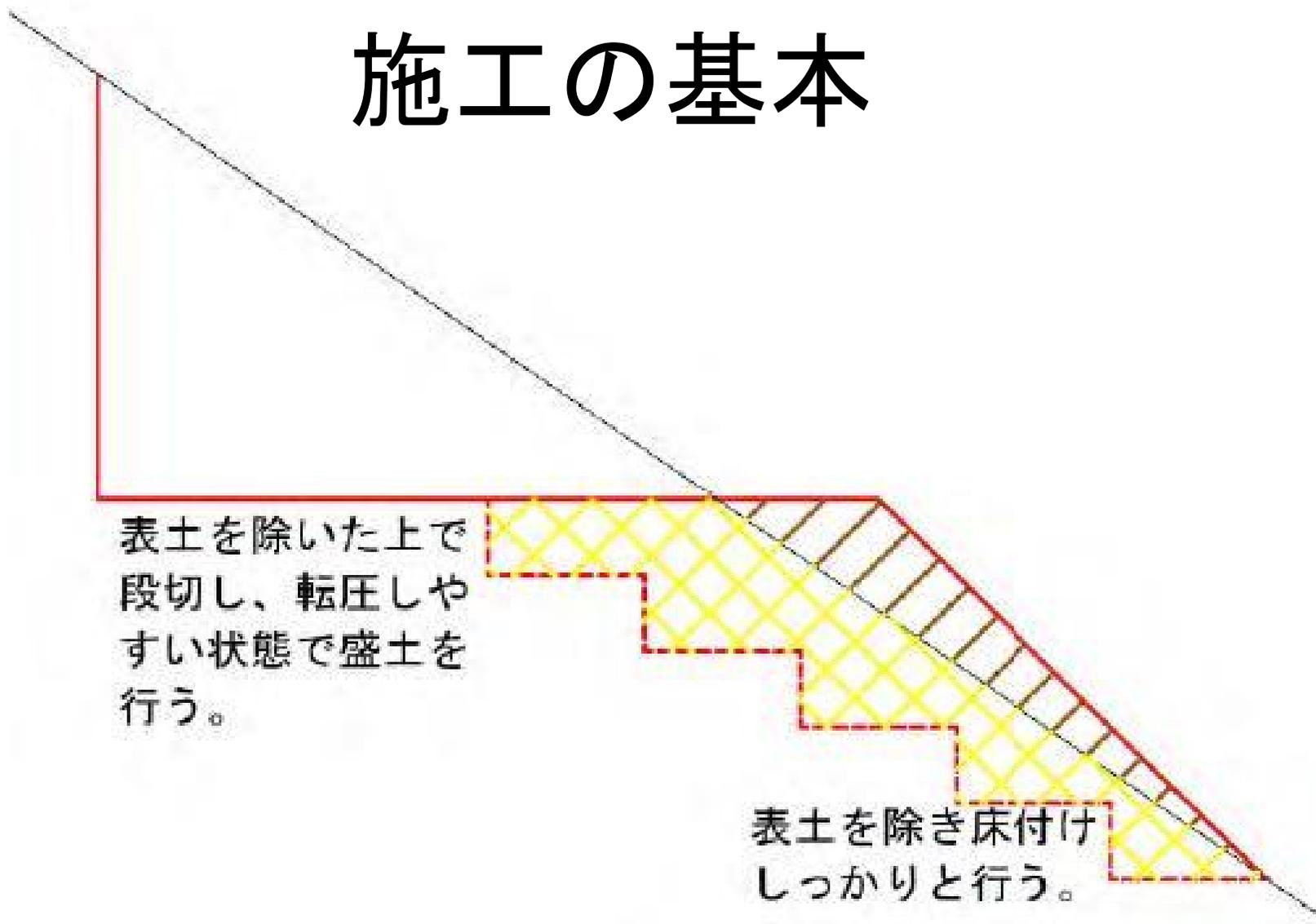
林業・木材製造業労働災害防止規程第115条(走行路の確保)では、30m以上の制限勾配を設けないこと、また、前後には緩和区間を設けることとされている。



作設の基本は盛土を作って道を造る



施工の基本



表土を除いた上で
段切し、転圧しや
すい状態で盛土を
行う。

表土を除き床付け
しっかりと行う。

※近年、大雨や集中豪雨等が多発しており、崩壊等の防止のため、盛土部分はしっかりと転圧し、路体の安定を図る。

2 採材・仕訳について

原木需要の高まりにより国産材の安定的な供給が求められていることから、採材・仕訳について、引き続き日本農林規格に基づき仕訳を適正に実施することが必要。

- ・多様な需要に応じた採材
- ・広葉樹新規需要への対応
- ・全署通じ安定した品質維持
(信頼確保)

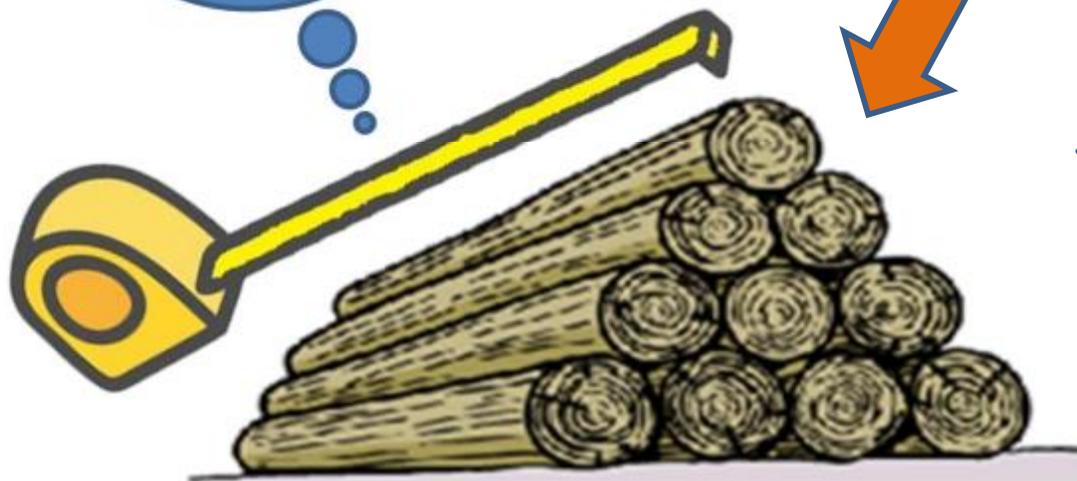


国有林材の安定供給
付加価値向上

メジャーを当てての材長、延び寸
(5cm程度)の確認。
こまめな測尺装置の調整。

材長切れ、仕様と異なる
ことのないように！！

一般材・低質材の
仕訳の確認。



3 森林整備事業の生産性向上の取組

新たな森林・林業基本計画においては、「新しい林業」の実現に向けた低コスト化等を図りつつ国産材の供給を増やすことを目標としており、令和5年度から日報アプリの運用開始により工程管理を行うこととしている。

生産性向上の取組

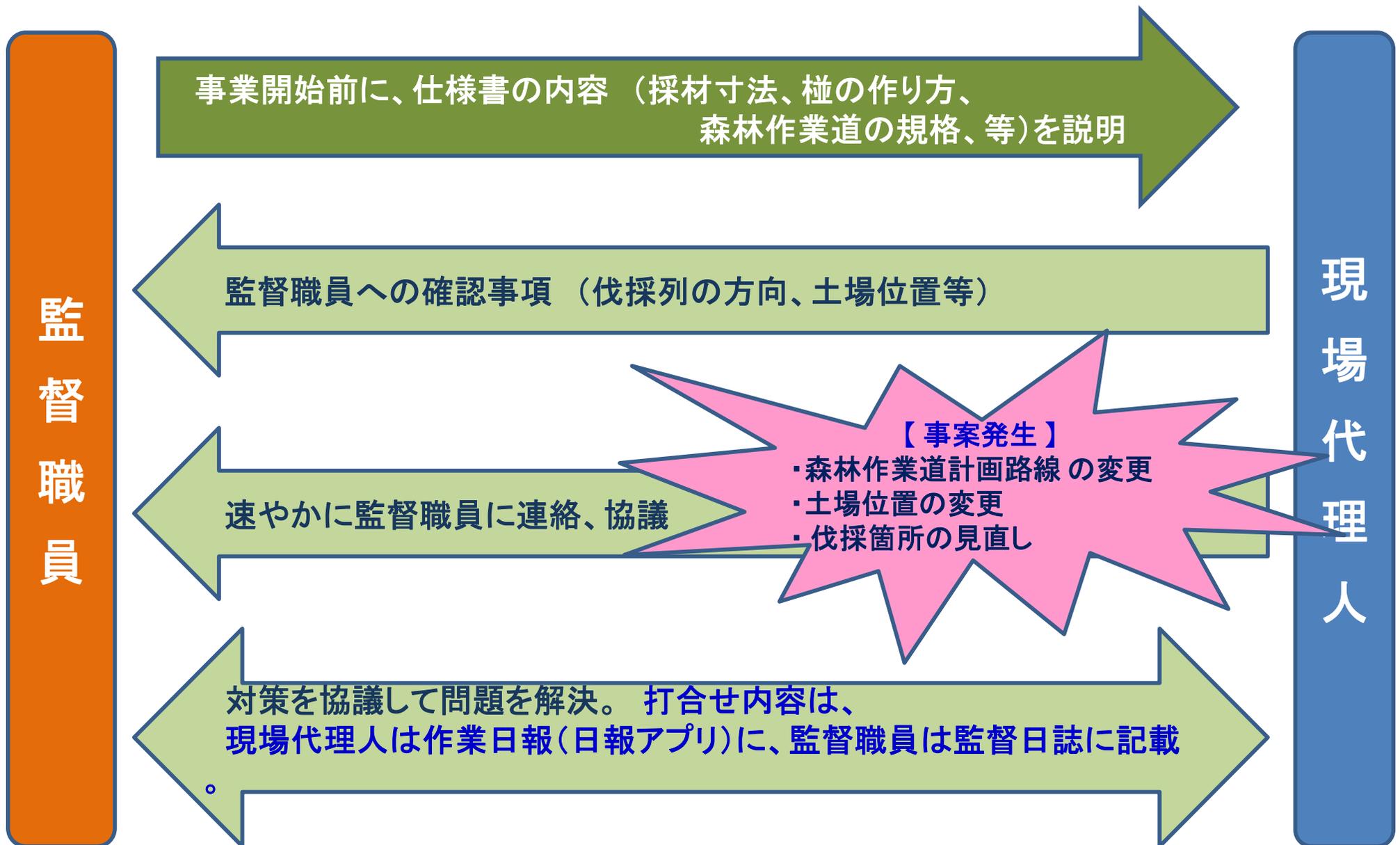
- ① 作業工程毎の生産性を的確に把握・分析
- ② 作業工程の中の「ボトルネック」を洗い出し、グラフ等により「見える化」を図り、定期的にグラフ化したデータを送付する。
- ③ ボトルネックの解消、効率的な作業仕組みを検討するために意見交換会を実施予定

工程管理の実施

令和5年度から生産日報アプリの運用が開始となっているおり、令和6年度以降についても、引き続き日報アプリの利用と考えている。

月別工程管理表については、日報アプリとの選択とし、以外の物件については、日報アプリを利用することができるとする。

4 監督職員とのコミュニケーションについて



国有林材の安定供給システムによる販売

趣旨

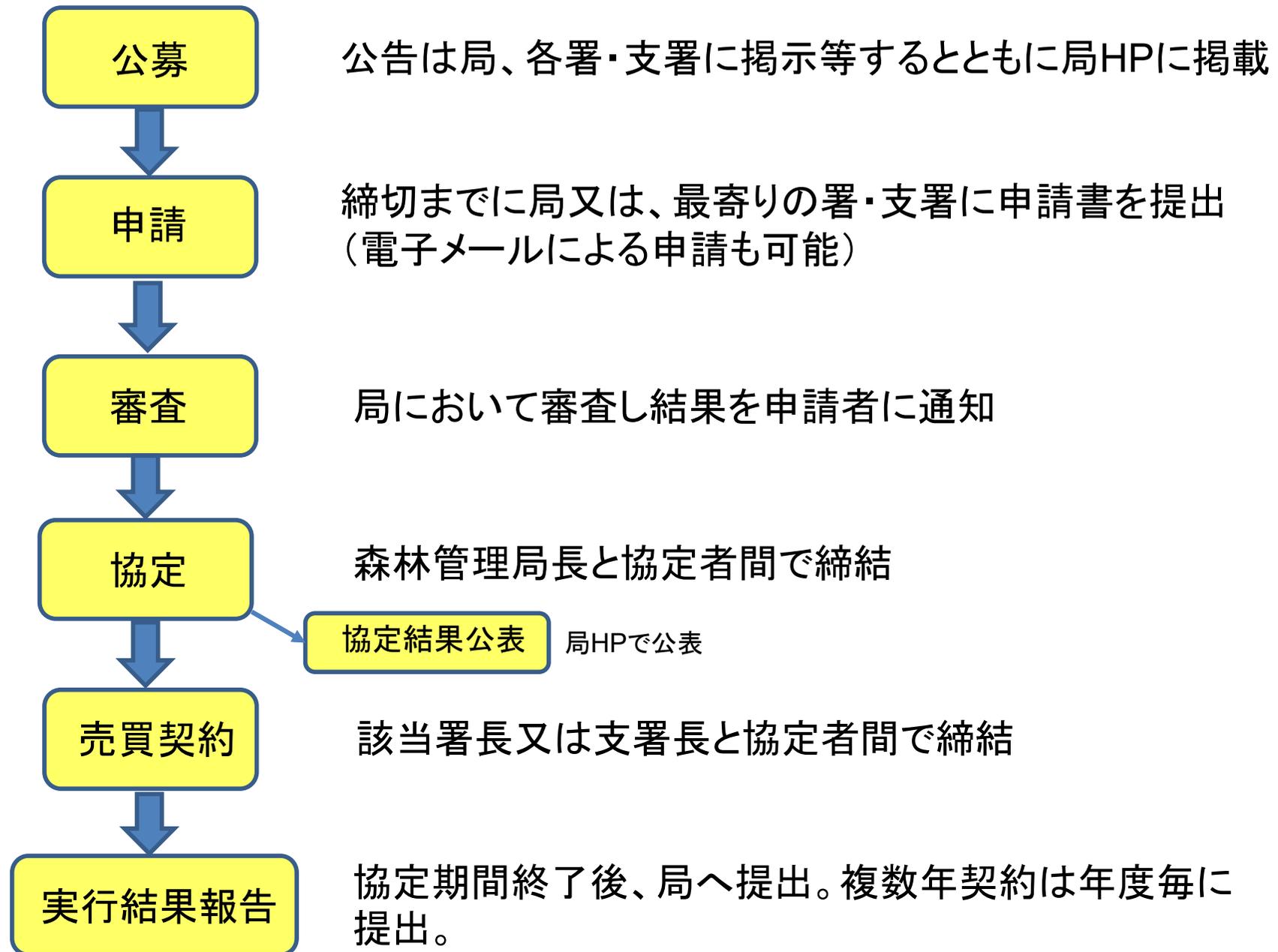
立木販売・製品販売共通

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、推進していきます。

また、林業の成長産業化に繋がるよう、需要者ニーズを踏まえ、国産材の安定供給体制の構築に向けてさらに政策効果が高まるよう見直しを加えていきます。

システム販売の流れ



令和6年度システム販売（製品販売）について

＜公募の概要＞

- システム販売量は、製品販売量の半数程度を予定
- 公募は2回（3月・6月）を予定
- 1物件当たりの公募数量は、1,000m³～10,000m³程度（一部物件を除く）
- 新規複数年物件、大径材物件について公募予定
（物件数及び数量等詳細は検討中）
- 令和5年度に引き続き、広域にわたる1万m³程度の大ロット物件を2物件公募予定（①札幌・函館エリア、②旭川エリア）
（数量等詳細は検討中）

大径材物件について

道産材の高付加価値化とサプライチェーンの構築の取組を推進する観点から、令和5年度に引き続き、トドマツ・カラマツ一般材の大径材(一定径級以上及び一定の品質を確保)のみで構成される物件を、用途を一定程度制限し公募することで検討。

1 用途の制限

公募物件数量の半数以上を建築材(柱、間柱、梁、桁等)として利用すること。

2 販路の指定

工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があり、企画提案書に販路を記載していること。

3 物件内容

一般材のうち次に該当する原木とし、別巻立てとする。

(1) 樹種はトドマツ又はカラマツ

(2) 径級は、原則26cm以上(26cm以上の希望する径級区分とすることも可能)

(3) 材長は3.65m、4.00mのほか、企画提案の材長も検討。

(4) 品質

- ・両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあり、木口・材面共に腐れ又は空洞等のない素性のよいもの
- ・節は原則3材面以上無節、曲がり単曲(重曲は不可)で5%以下
- ・目まわり、入皮、凍裂等のその他の欠点がないか、きわめて軽微なもの

上記の品質を基本としていますが、材の選別にあたっては、協定者(買受者)と協定締結後の打合せや事業現場において請負事業者及び発注者(局署の担当者)等を交えた目合わせ・意見交換等を行い進めます。

※他のシステム一般材と同じ土場に巻立てる場合もありますので、ご理解願います。

大径材主体物件の公募イメージ

川上

北海道森林管理局
国有林材の安定供給
システムによる販売
(製品販売)

申請の条件

1. 公募物件数量の半数以上を建築等に利用する企画提案
2. 販路の指定⇒工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があり、企画提案書に販路を記載

○山元還元等
○サプライチェーン
○高付加価値化

企画提案

協定締結

原木の安定供給

供給する原木

一定経級以上
一定品質の原木供給
(厳選して別巻立とする)
(現地にて目合わせ意見交換)



川中

○製材工場単独申請
○流通業と製材工場
の共同申請 等

川下

○工務店
○ハウスメーカー
○プレカット工場 等

販路

大ロット物件の取組について

安定供給の推進及び加工・流通の合理化等に向け、令和5年度に引き続き同一地区の複数署や地区を跨いだ大ロットの物件を設定し公募。

1 取組のねらい

- ①安定供給の推進
- ②流通の合理化 等

2 物件の規模

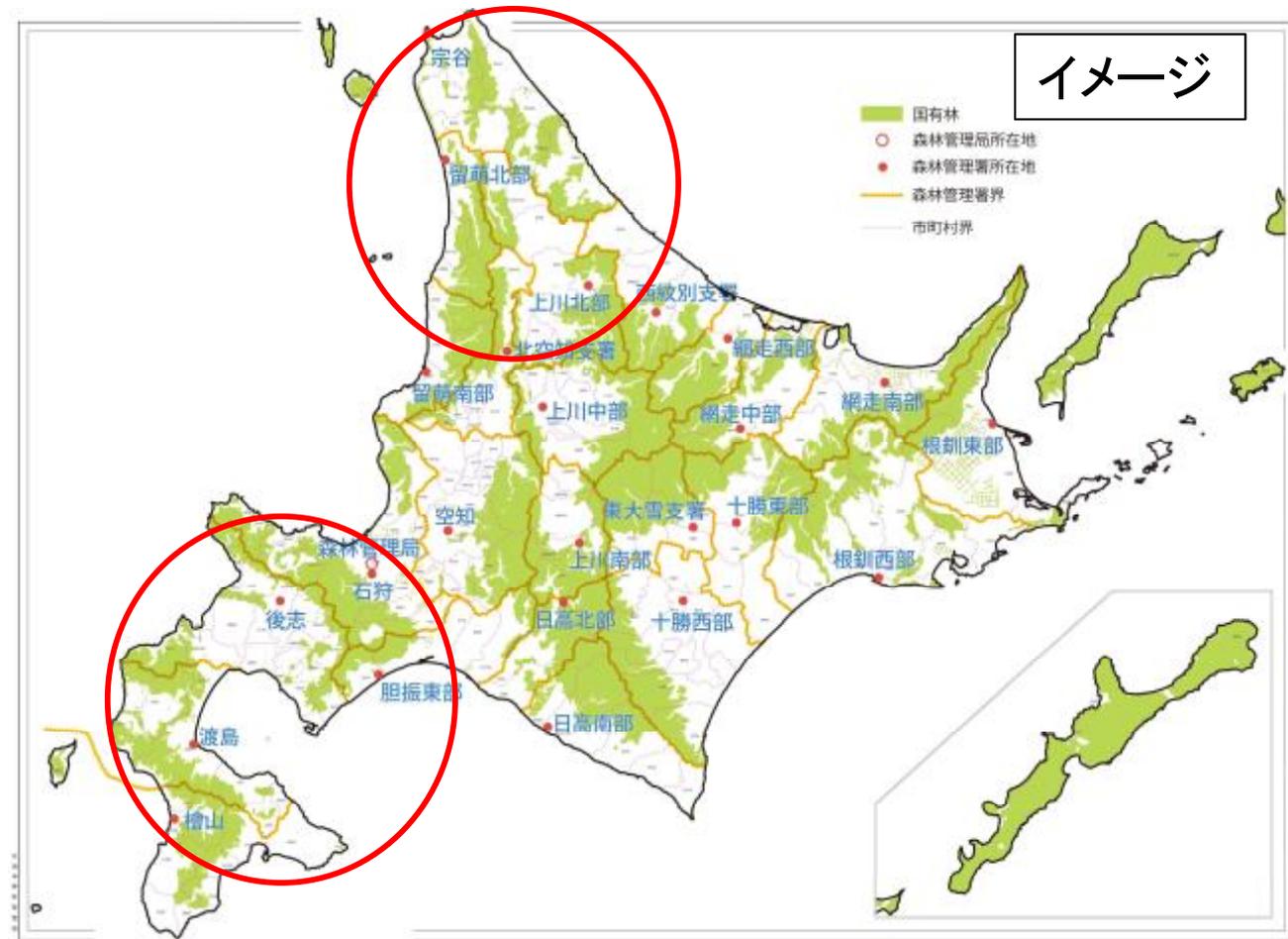
1万m³程度

3 樹材種

トドマツ一般材・低質材
主体

4 実施地区

- 令和6年度は、
- ①札幌・函館エリア
 - ②旭川エリア
- で実施予定



システム販売申請に当たっての留意事項

1 同一申請者(共同申請の場合は同一構成員)が複数の物件に申請する場合は、申請書は一つにまとめていただいて結構です(企画提案書は物件毎に必要)。

※ 公募物件の樹材種割合、 m^3 廻りは立木におけるおおよその数値であり、実際の出材割合や原木の径級を判断する目安とはなりませんので留意願います。

2 申請書の添付資料

(1)直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の写し

(2)納税証明書の写し

(3)社会保険の加入を証する書類(様式2)

保険料納入通知書(健康保険・厚生年金)、労働保険納付書の写し(申請の前月分)を添付

(4)保有する資格を証する書類(様式3)

資格確認通知書(林産物の売払)、資格認定書の写しを添付

(5)企画提案書(様式4)及び取組評価に係る添付書類

(6)取引数量等が明記された出荷先との取引協定書の写し

添付書類に漏れが無いよう確認をお願いします。

(1)～(4)は、複数物件に申請する場合、1部提出いただければ結構です。

(5)は各物件ごとに作成し提出してください。添付書類が他の物件と共通する場合は1部のみでも構いません。(6)は販売協定内容が確認できれば、複数物件をまとめていただいて結構です。

※共同申請の場合は各申請者の提案内容を評価することから、添付書類は全者分必要です。

また、販売協定先の企画提案書は不要であり、(6)の提出のみで構いません。

※公募内容及び申請書・企画提案書の様式等詳細は北海道森林管理局HPに掲載されますのでご確認願います。申請書は紙媒体、またはメールでの提出となります。

システム販売協定締結後の留意事項

- 1 システム販売は企画提案に基づき数量・価格を含め協定を締結し販売を行うものです。協定後は協定書の販売計画に基づき、該当森林管理署等と林産物の売買契約を行うこととなります。森林管理署等の担当者と十分打合せの上、供給される林産物の計画的な購入に努めていただくようお願いいたします。
 - (1) 一般材であっても林分状況によって品質径級等に一定程度の幅はあるところですが、システム販売の趣旨をご理解いただき、現物をご確認の上、適正に仕分された物件については、極力受け入れいただくようご協力をお願いします。(大径材物件は除く)
 - (2) システム販売の出材時期や場所は森林管理署等で計画して進めています。協定者の都合で受け入れを遅らせることは、販売計画に影響が生じ協定数量が確保できない場合があります。数量減となった場合、結果報告書の企画提案取組状況の内容によっては次回のシステム販売申請時の審査で減点対象となる可能性があります。計画的な購入に努めていただくようお願いいたします。
- 2 長級(材長)について事業が先行している場合、一般材・低質材は3.65m~4.0mを主体に採材します。多様な長級の採材でない場合は、要望に応じられる場合もありますので、協定後に該当森林管理署等と打ち合わせ願います。要望に基づき特殊な長級を採材した物件は原則として受け入れていただくようお願いいたします。なお、土場面積の制約や請負事業体への負担等により、対応できかねる場合もあることをご理解願います。

円滑な販売を行うため、協定者・森林管理署の担当者がお互いに齟齬の無いよう意思疎通を図って進めることが重要と考えています。ご理解・ご協力をお願いします。

令和6年

造林・素材生産・販売事業に関する説明会

請負事業者等の労働災害発生状況と 安全対策について

北海道森林管理局 資源活用第一課

請負事業・立木販売等における労働災害の発生状況

★請負事業体等における重大災害発生状況（全国国有林）

令和6年1月31日現在

区分 年度	請負事業						立木販売 等	合計	備考 (R5はR4同 時期との比較)	
	生産	造林		林道	治山	その他				計
		経常	伐採系							
R3			1		2		3			
			1		2		3		1月末時点	
R4			1				1	1		
			1				1	1	1月末時点	
R5			3		1		4		+2	

★請負事業体等における労働災害の発生状況（北海道国有林）

令和6年1月31日現在

区分 年度	請負事業						立木販売 等	合計	備考 (R5はR4同 時期との比較)	
	生産	造林		林道	治山	その他				計
		経常	伐採系							
R3		2	7	1			(O) 10	1 (O) 11		
		2	7	1			(O) 10	1 (O) 11	1月末時点	
R4		1	8	1			(O) 10	2 (O) 12		
		1	8	1			(O) 10	2 (O) 12	1月末時点	
R5			(1) 7		2		(1) 9	1 (1) 10	(+1) -2	

※()内は重大災害で内数。

※「立木販売等」欄には樹木採取権を含む。

※R5の「備考」欄は「合計」欄におけるR4同時期と比較した増減数を記載。

★北海道の林業における死亡災害発生状況

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R3		1											1
R4												1	1
R5	1		1				1	1					4

全国国有林の重大災害

〈令和5年度〉

番号	森林管理局	森林管理署等	発生日時	事業の種類	従事作業	被災者年齢等
1	北海道森林管理局	上川南部森林管理署	令和5年7月13日 9時00分（推定）	造林事業 (保育間伐 ・活用型)	伐倒作業	男性：84歳 (死亡)



【災害の概要】

被災者はトドマツ（胸高直径約28cm、長さ約22m）の伐倒中、つるが絡んでいたメジロカバの枯損木（胸高直径約26cm、長さ約15m）が何らかの原因で地際から約5mの箇所で折損し、枯損木の折損部が（元口径約20cm、長さ約2.5m）が被災者の頭部に当たり受災したものと推測される。

《死因：頭蓋内損傷》

災害発生現場状況



災害発生現場状況 (被災状況)



災害発生現場状況 (伐倒木)



災害発生現場状況 (被災状況)



災害発生現場状況 (枯損木の折損部①)



【災害の要因・対策等】

伐倒木の周囲の確認による頭上に落下しそうな枯損木の把握と必要な措置が徹底されなかったことにより、つるが絡んでいた枯損木を危険木として特定できずに伐倒が行われ受災したものと推察される。

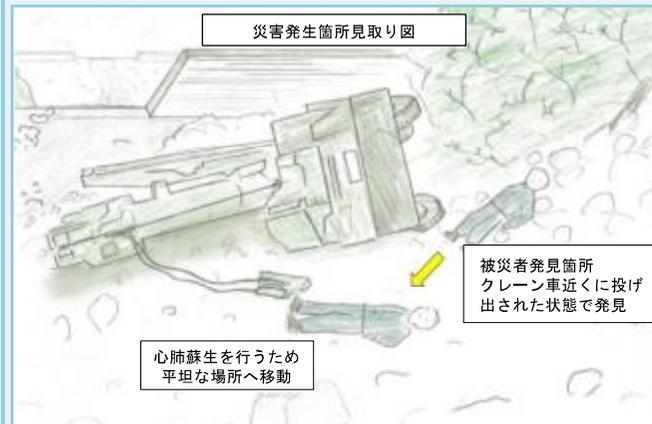
伐倒作業に当たり、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木や枯れ枝等、作業中に危険を生ずるおそれがあるもの、また、跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認し、必要な措置を行った後に伐倒すること。

	森林管理局	森林管理署等	発生日時	事業の種類	従事作業	被災者年齢等
2	近畿中国森林管理局	石川森林管理署	令和5年8月21日 7時30分頃（推定）	治山事業 (民有林直轄)	クレーン車 運転	男性：38歳 (死亡)

【災害の概要】

被災者は、資材運搬路を走行中に何らかの原因で谷側にハンドルを切ったことにより、前後のタイヤが路肩から脱輪し資材運搬路から斜長約30m下の谷（傾斜約45°）に転落し被災したものと推測される。

《死因：胸部圧迫》



【災害の要因・対策等】

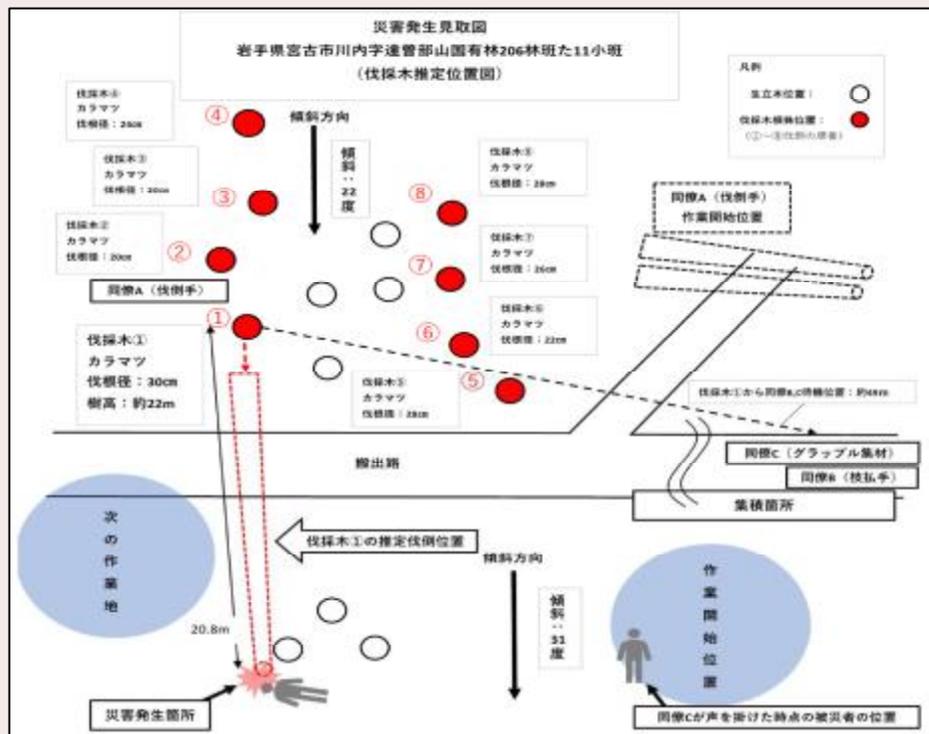
路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。

路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、**運転者にシートベルトを使用させる**ように努めなければならない。

番号	森林管理局	森林管理署等	発生日時	事業の種類	従事作業	被災者年齢等
3	東北森林管理局	三陸北部森林管理署	令和5年11月27日 10時00分(推定)	造林事業 (保育間伐 ・活用型)	荷掛作業	男性：69歳 (死亡)

【災害の概要】

被災者は間伐作業現場において荷掛作業に従事していた。同僚が伐倒したカラマツ（伐根径30cm、樹高2.2m）が、下方で作業を行っていた被災者の頭部に当たり受災したと推定される。（被災者は同僚Aが伐倒を行うことを理解していたが、自分まで届かないと判断し次の作業箇所へ移動を開始したところ、伐倒木が被災者の頭部を直撃したものと推定） 《死因：脳挫傷》



災害発生現場写真



【災害の要因・対策等】

伐倒時における作業者の位置の確認不足や合図の不徹底、立入禁止区域（伐倒木の樹高の2倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたことにより受災したものと考えられることに加えて、被災者及び現場代理人が無線機を所持しておらず、作業現場における緊急連絡体制にも不備があったと考えられる。

伐木の作業を行う場合において、あらかじめ、伐倒者に合図を行わせ、他の作業者が避難したことを確認させた後に、伐倒を行うこと。伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業者を立ち入らせないこと。

緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。また、連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

北海道国有林の労働災害

(休業4日以上)

〈令和5年度〉

令和5年度 北海道国有林の請負事業体等における労働災害の発生状況

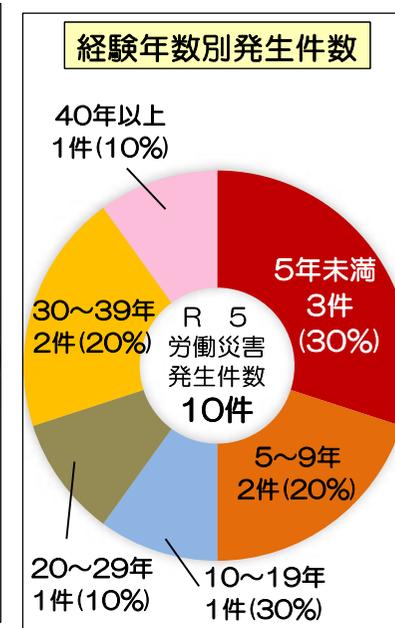
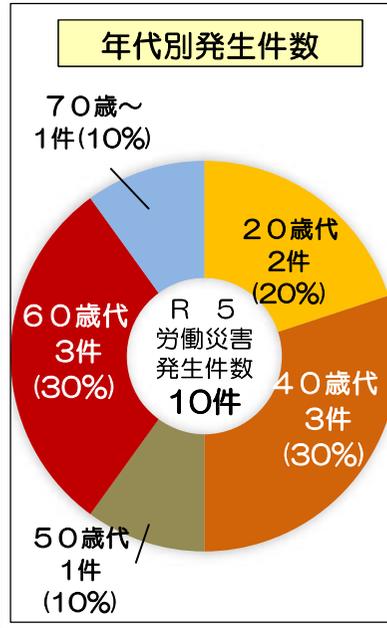
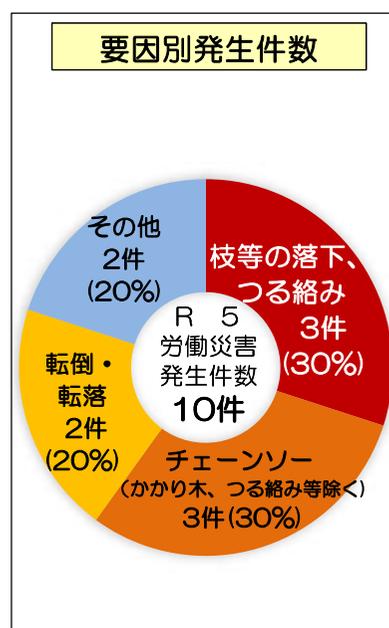
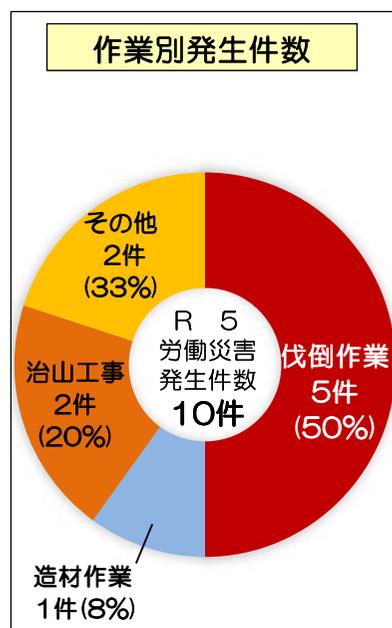
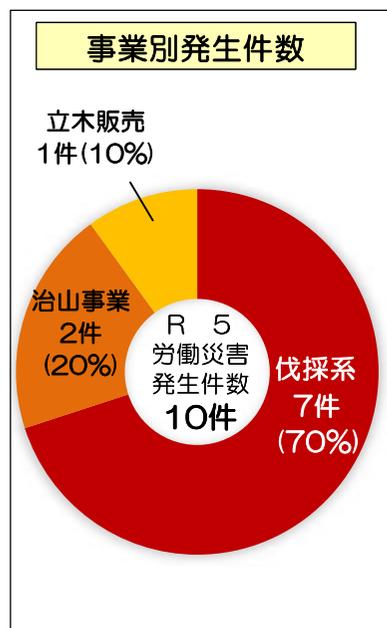
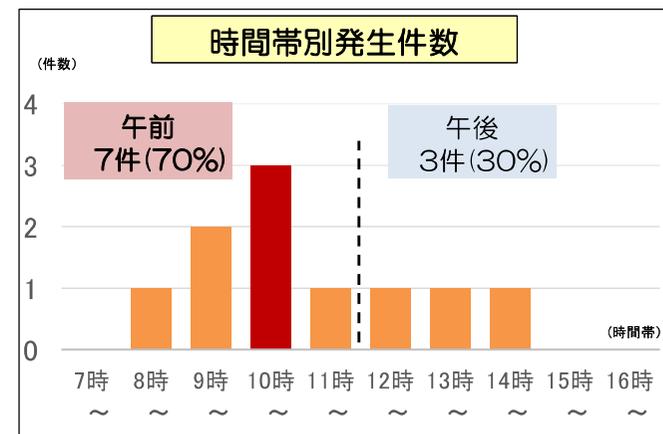
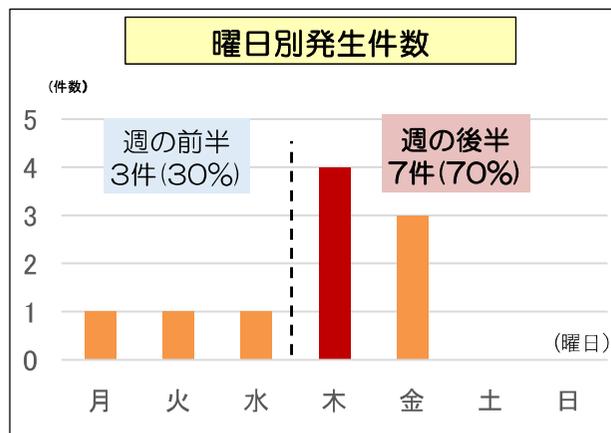
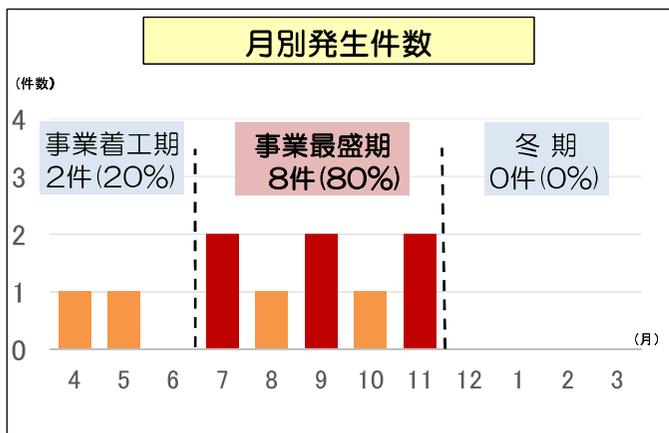
令和6年1月31日現在

No.	発生年月日	森林管理署等	事業の種類	従事作業	性別	年齢	災害の概要	死亡・傷程度別
1	R5年4月27日	網走西部署	造林事業 (保育間伐)	伐倒作業	男	40	被災者は、同僚2名(伐倒者、伐倒補助者)で枯損木等の伐倒作業の補助者として従事していた。 午前9時50分頃、トドマツ立木(胸高直径20cm、樹高13m)を伐採したところ、先に退避していた被災者側に伐倒方向が変わり始めたため、被災者が下方に移動した。その後、さらに伐倒方向が切り替わり、危険を感じたため、さらに退避したところ地面の凹凸などに右足を取られ、作業道法面(高さ90cm)を転がり落ちて被災した。(足を取られた際に、右足首を捻り受傷した模様) 【傷病名 右足関節外側靭帯損傷】	約1ヶ月の安静・加療
2	R5年5月25日	胆振東部署	造林事業 (保育間伐)	枝払作業	男	66	被災者は12時30分頃チェーンソーにて森林作業道に木寄した広葉樹の枝払いを行ったところ、チェーンソーが被災者に跳ね返り左足親指にガイドバーが接触し被災した。 【傷病名 左第1趾挫創、左第1末節骨折】	1週間程度の療養、全治まで2ヶ月
3	R5年7月7日	空知署	造林事業 (保育間伐)	森林作業道の 支障木処理	男	68	被災者は10時00分頃、森林作業道作設時に倒した支障木(カラマツ 胸高直径28cm)の根をチェーンソーで切断したところ、カラマツの根際部分が跳ね上がって右膝内側に当たり被災した。 【傷病名 右脛骨内顆骨折、右脛骨血腫】	約1ヶ月の入院
4	R5年7月13日	上川南部署	造林事業 (保育間伐)	伐倒作業	男	84	被災者は同僚5名と間伐作業に従事していた。9時00分頃(推定)、トドマツ(胸高直径約28cm、長さ約22m)の伐倒したところ、つるが絡んでいたメジロカバの枯損木(胸高直径約26cm、長さ約15m)が何らかの原因で地際から約5mの箇所折損し、その折損部分(元口径約20cm、長さ約2.5m)が被災者の頭部に当たり被災したものと推測される。 (枯損木に絡んでいたつるが伐倒木に絡んでいたかは断定できない。) 【死因 頭蓋内損傷】	死亡
参考	R5年7月31日	石狩署	造林事業 (誘導伐)	地拵作業	男	71	(通勤災害) 被災者は、同僚2名と造林作業(地拵作業)に従事していた。10時50分頃、降雨が強くなってきたため、作業を中止して下山するため作業道を走行中、右側(山側)からエゾシカが飛び出し、避けようと左にハンドルをきったところ、路外を逸脱し左側(谷側)へ11m横転し、立木にぶつかって停止した。 【傷病名 第6頸椎右横突起骨折、胸背部打撲】	約2週間の加療

No.	発生年月日	森林管理署等	事業の種類	従事作業	性別	年齢	災害の概要	死亡・傷程度別
5	R5年8月30日	十勝東部署	立木販売	伐倒作業	男	48	被災者は森林作業道作設(拡幅)のため、支障木伐倒を行っていた。 13時頃、トドマツ支障木(根元径20cm)の伐倒に取りかかった。伐倒対象木の斜め上方4.5mにカンバ枯損木(胸高直径16cm)があり、伐倒木と枯損木はつる絡み状態だった(推定)。つる絡みの枯損木を処理せず、伐倒対象木を伐倒し、斜め後方に待避したところにつる絡みの枯損木が折れて落下し被災者の背中に激突し被災した。 【傷病名 頸椎症性神経根症】	1ヶ月程度の頸椎カラー固定
6	R5年9月11日	網走中部署	造林事業(保育間伐)	伐倒作業	男	21	被災者は、立木の伐倒作業に従事していた。10時50分頃、カラマツ立木(胸高直径40cm、樹高20m)をチェーンソーで伐倒していた。追口を入れ傾き始めたので隣接するハルニレ立木(樹高20m、胸高直径20cm、伐倒木から1.6m上方、2.1mの距離)方向(伐倒方向の反対側斜面上方3m)に退避したところ、ハルニレ立木の枝に伐倒木の枯枝が接触して折れ、(長さ4.3m、元口径5.5cm)約19mの高さから落下して、被災者の左腕に元口が激突し被災した。 【傷病名 左腕挫裂創】	休業見込期間: 10日
7	R5年9月19日	胆振東部署	造林事業(保育間伐)	伐倒作業	男	47	被災者はチェーンソーで列状間伐の伐倒作業に従事し、広葉樹を伐採したところ、伐採方向にあった小径木梢部が伐倒木の下敷きになり弓状になっていた。 被災者は当該小径木を切断しても大きく跳ね返らないと判断し、チェーンソーで切断したところ、当該立木が跳ね返り被災者の顎を強打し被災した。 【傷病名 顔面裂創、歯槽骨骨折、口唇裂創、歯肉裂創、右下顎骨関節突起骨折】	休業見込期間: 2週間程度
8	R5年10月12日	上川北部	治山事業	法面修復作業	男	52	被災者は、オペレーター1名、土嚢積み下ろし2名(被災者含む)、玉掛者1名で床固掘削箇所の法面崩壊修復作業に従事していた。法面のえぐれている箇所に大型土嚢を充填していたところ、10時40分頃、えぐれている部分の上部右側土砂が崩れてきて、大型土嚢周辺で作業していた被災者に土砂が当たり転倒し、倒れた被災者の下半身に土砂がかぶり被災した。 【傷病名 左足大腿骨骨幹部骨折】	休業見込期間: 3週間程度
9	R5年11月10日	東大雪支署	造林事業(保育間伐)	その他	男	66	被災者は5名で伐倒作業に従事していた。11時5分頃になり被災者は昼休憩をとる為、土場付近に停めてある車両まで下山するため森林作業道を歩行していたところ、前方を走行していたクローラトラクタが道路のふちに倒れていた根付き欠損木(森林作業道作成時の支障木と思われるトドマツ直径18cm長さ4m)を履帯で踏んだことから、欠損木の先端が跳ね上がり被災者に当たった。その反動で被災者は跳ね飛ばされ後方に停車していたクローラトラクタのアタッチメント部(フォーク部)に激突し被災したと推測される。 【傷病名 左骨盤骨折】	休業見込期間: 3ヶ月

No.	発生年月日	森林管理署等	事業の種類	従事作業	性別	年齢	災害の概要	死亡・傷程度別
10	R5年11月24日	石狩署	治山事業	資材吊り荷作業 (落石防護網工)	男	26	被災者は同僚6名で落石防止網施設作業に従事していた。8時45分頃、資材を吊上げ中に、傾斜43～47度の斜面で簡易ケーブルによる荷揚げ資材(アンカー打込み用の架台)が法面に引っ掛かり、近くにいた被災者がその場まで移動した。メインロープとライフライン(セーフティロック)を着用していたが、立木を避けるため簡易ケーブルの主索をまたぐとメインロープが交差することから、一時的にメインロープ等を外して資材の引っ掛かりを外すため資材を右側に強く振った時に、何らかの原因で玉掛け具のフックの安全装置が外れ当該資材が落下し、同時にその資材を握っていた被災者も最高斜度約70度の斜面を落差90m落下し被災した。(当該資材は途中で停止) 【傷病名 第12胸椎椎体骨折】	休業見込期間: 28日間

令和5年度に発生した請負事業体等における労働災害の分析（1月末）



北海道の林業における 労働災害

〈令和5年1月～12月〉

〈令和6年1月〉

業種別労働災害発生状況 その1

令和5年1月1日～令和5年12月31日

北海道労働局

区分 業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	48	7,992	8,040	49	11,810	11,859	-3,819	-32.2	100.0	53	16,419	16,472
製造業	5	1,029	1,034	5	1,173	1,178	-144	-12.2	12.9	5	1,343	1,348
食料品	3	567	570	1	628	629	-59	-9.4	7.1	1	730	731
木材・家具		85	85		93	93	-8	-8.6	1.1		101	101
紙・印刷		15	15		30	30	-15	-50.0	0.2		36	36
窯業・土石		41	41		62	62	-21	-33.9	0.5		66	66
金属・機械		165	165		174	174	-9	-5.2	2.1		191	191
その他	2	156	158	4	186	190	-32	-16.8	2.0	4	219	223
鉱業												
鉱山		3	3		3	3			0.0		3	3
土石採取業	1	16	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
建設業	6	829	835	23	910	933	-98	-10.5	10.4	23	995	1,018
土木工事業	4	277	281	13	364	377	-96	-25.5	3.5	13	390	403
建築工事業	2	349	351	5	363	368	-17	-4.6	4.4	5	398	403
木造建築業		106	106		99	99	7	7.1	1.3		113	113
その他		97	97	5	84	89	8	9.0	1.2	5	94	99
交通運輸事業	1	267	268	1	308	309	-41	-13.3	3.3	1	413	414
陸上貨物運送事業	9	763	772	4	771	775	-3	-0.4	9.6	5	864	869
道路貨物運送	9	708	717	4	723	727	-10	-1.4	8.9	5	810	815
陸上貨物取扱		55	55		48	48	7	14.6	0.7		54	54
港湾運送業		7	7		16	16	-9	-56.3	0.1		17	17
林業	4	61	65	1	73	74	-9	-12.2	0.8	1	80	81
水産業	1	114	115	2	118	120	-5	-4.2	1.4	2	133	135
商業	4	955	959	4	1,036	1,040	-81	-7.8	11.9	5	1,196	1,201
清掃・と畜業	3	382	385	1	420	421	-36	-8.6	4.8	1	481	482
上記以外の事業	14	3,566	3,580	8	6,963	6,971	-3,391	-48.6	44.5	10	10,875	10,885

※ 本統計は、労働者死傷病報告書(休業4日以上)により集計したものである。

※ 本年については、集計期間中に把握した速報値である。

※ 昨年については、確定値を集計期間中に再集計したものである。

令和5年 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	1	10時台	林業	10人未満	激突され	伐車 出両 機系 械木 等材	被災者は、倒木の整理作業現場において、チェーンソーを用い集積された倒木の根切り作業に従事し、同僚労働者が根が切り落とされた倒木をグラップル機で移動させていたが、当該グラップル機が旋回した際に掴んでいた倒木が被災者の頭部に激突したものの。
5	3	16時台	林業	10人以上 29人	激突され	環 境 等	被災者は、同僚複数名とチェーンソー及び伐木機械を用いて伐木作業を行っていた。各作業員は離れた持ち場で作業していたが、終了時刻になって、伐倒木に腹部を押され、うつ伏せで倒れている被災者が発見されたものの。
5	7	9時台	林業	10人未満	崩壊、 倒壊	環 境 等	被災者は、同僚5名と現場に入場し、チェーンソーを用いてトドマツ(人工林、樹高22m)の間伐作業中、伐採していたトドマツの近くに立っていたカバの枯損木(樹高15m)が倒壊し、当該枯損木が被災者に当たったものの。
5	8	10時台	林業	10人未満	その他	環 境 等	被災者は伐木作業に従事しており、休憩をしようとグラップルを止めたところ、運転席に侵入した蜂に刺され、意識混濁となったものの。

令和6年 業種別労働災害発生状況 その1

令和6年1月末現在

北海道労働局

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	5	302	307		348	348	-41	-11.8	100.0	53	16,419	16,472
製造業		34	34		59	59	-25	-42.4	11.1	5	1,343	1,348
食料品		22	22		25	25	-3	-12.0	7.2	1	730	731
木材・家具		4	4		6	6	-2	-33.3	1.3		101	101
紙・印刷											36	36
窯業・土石					4	4	-4	-100.0			66	66
金属・機械		2	2		12	12	-10	-83.3	0.7		191	191
その他		6	6		12	12	-6	-50.0	2.0	4	219	223
鉱業												
鉱山		1	1				1		0.3		3	3
土石採取業		1	1		1	1			0.3		19	19
建設業	1	33	34		27	27	7	25.9	11.1	23	995	1,018
土木工事業	1	16	17		12	12	5	41.7	5.5	13	390	403
建築工事業		5	5		7	7	-2	-28.6	1.6	5	398	403
木造建築業		4	4		4	4			1.3		113	113
その他		8	8		4	4	4	100.0	2.6	5	94	99
交通運輸事業		15	15		28	28	-13	-46.4	4.9	1	413	414
陸上貨物運送事業	1	49	50		34	34	16	47.1	16.3	5	864	869
道路貨物運送	1	48	49		32	32	17	53.1	16.0	5	810	815
陸上貨物取扱		1	1		2	2	-1	-50.0	0.3		54	54
港湾運送業		1	1				1		0.3		17	17
林業	1	3	4		4	4			1.3	1	80	81
水産業		1	1				1		0.3	2	133	135
商業		48	48		52	52	-4	-7.7	15.6	5	1,196	1,201
清掃・と畜業		24	24		21	21	3	14.3	7.8	1	481	482
上記以外の事業	2	92	94		122	122	-28	-23.0	30.6	10	10,875	10,885

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害については、本年・昨年ともに把握した件数である。

※ 休業災害については、本年は把握した件数、昨年は再集計した件数である。

令和6年 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
6	1	10時台	林業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	車両系木材伐出機械等	被災者は、グラップルを使用し、伐倒木の木寄せ集材作業を行っていたところ、グラップルのブームのシリンダーとキャビンのフレームの間に挟まれたもの。

労働災害の発生と事業者の責任

刑事上の責任

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任・安全配慮
義務違反による損害賠償

労働災害

行政上の責任

作業停止・使用停止等
の行政処分

補償上の責任

労働基準法及び労働者災
害補償保険法による補償

社会的な責任

企業の信用低下
存在基盤の喪失

労働安全の確保に向けて

- 1 林業における労働安全の確保に向けては、労働安全衛生法をはじめとする法令や規則、各種ガイドライン等を遵守して、基本動作や作業手順を徹底する。
- 2 労働災害を未然に防ぐためには、日頃から不注意・不安全な行動による小さなミス、ヒヤリハットが起きないようにすることが極めて重要であり、ヒヤリハットなどの情報をできるだけ早く把握し、的確な対策を講じることが必要。

日常のヒヤリハットや過去の災害事例等をKY活動やリスクアセスメントに活かし、職場内の活発なコミュニケーションにより、作業従事者一人一人の安全意識の向上を図る。

